

## 下関市立大学同窓会東京支部「東京馬関会」会則

### (名称)

第1条 本会は、下関市立大学同窓会東京支部「東京馬関会」と称す。

### (事務局)

第2条 本会の事務局は、千葉県柏市松葉町一丁目 13-6-5 に置く。

### (目的)

第3条 本会は、会員相互の連絡及び親睦を厚くし、母校及び同窓会本部との関係を密にして、その発展に資することを目的とする。

### (事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため第9条第1項の会議の開催及びその他必要な事業を行う。

### (会員)

第5条 本会の会員は、次の者をもって組織する。

(1) 正会員

関東及び近郊在住の下関市立商業短期大学及び下関市立大学の卒業生

(2) 準会員

下関市立大学の学生

(3) 名誉会員

下関市立大学教官、下関市立商業短期大学元教官及び下関市立大学元教官

### (役員等)

第6条 本会に次の役員及び幹事を置く。

役員

会長 1名

副会長 3名

事務局長 1名

会計 1名

監査 1名

幹事 定数は特に定めず

(役員選任及び業務等)

第7条 会長、副会長、事務局長、会計及び監査は第9条に定める幹事会の推薦に基づき、総会において選任する。但し、天変地異等の不可抗力により総会開催が困難と判断される場合は幹事会一任とするが、決定事項は速やかに会員へ書面通知し、当会ホームページへ掲載するものとする。

2. 会長は本会を代表し、会務を統轄し、第9条第1項に定める会議の議長となる。
3. 会長は下関市立大学同窓会東京支部長を兼務する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故等あるときはその職務を代行する。
5. 幹事は幹事会に出席した正会員とし、幹事会の決議等に参加できる。
6. 会長は、本会の事業遂行のため各事業年度において第9条第4項の幹事会の構成員から幹事長及び副幹事長を任命することができる。
7. 監査は会計事務を監査し総会で報告する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

(会議等)

第9条 本会の会議は、総会及び幹事会とする。

2. 総会及び幹事会は会長が招集する。
3. 総会は、幹事会が上程した議案について審議し、出席者の過半数の賛成で可決する。ただし、第7条第1項の但し書きによる幹事会一任の場合はこの限りでない。
4. 幹事会は、第6条の役員及び幹事で構成し、総会上程議案の審議、会計事務の審査、その他本会の事業遂行に必要な事項を協議・決定する。
5. 幹事会は、役員過半数4名及び幹事8名以上の出席(ウェブ出席、メール又は書面による議決権行使、幹事会出席の正会員への委任状を含む)により成立し、出席者の過半数の賛成をもって議案等を可決する。但し、可否同数のときは議長がこれを決定する。

6. 幹事会は、本会の目的達成のため複数の卒業年度を統括する学年代表幹事を指名し、組織の強化を図ることができる。

(会計及び監査)

第10条 本会の運営は、正会員の年会費、寄付金、同窓会本部の支部活動助成金、その他の収入をもってこれにあてる。

(年会費)

第11条 正会員の年会費は幹事会で決定する。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会計報告)

第13条 会計は、毎年度末に決算書を作成し、監査による会計監査を受け、幹事会及び総会に報告する。

(会計監査)

第14条 監査は、年1回以上会計を監査し、決算書を審査する。

(その他)

第15条 この会則に定めるもののほか、本会の会務に関し必要な事項は幹事会で審議・決定する。

(附 則)

この会則は昭和44年4月1日から施行する。

改正:平成7年7月8日

改正:平成14年7月6日

改正:平成19年4月1日

改正:平成26年5月24日

改正:令和4年7月1日

**下関市立大学同窓会東京支部「東京馬関会」役員等**

会長	大塚秋夫(S49)
副会長	石井昭(S58)、前田夏代子(S59)、大森潤(H4)
事務局長	林利昭(H4)
会計	谷口周重(H4)
監査	山田義孝(S51)

幹事	幹事会出席の正会員
----	-----------